坂出市新庁舎建設庁内検討委員会作業部会分科会設置要綱

（設置）

第１条　坂出市新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱（平成２４年坂出市要綱第１号。以下「庁内検討委員会設置要綱」という。）第８条の規定により，作業部会に次に掲げる分科会を設置する。

　(1) 市民サービス分科会

　(2) 事務管理分科会

　(3) 建設環境分科会

(4) 危機管理分科会

（所掌事項）

第２条　分科会は，別表に掲げる事項について資料収集及び検討等を行う。

（組織）

第３条　分科会は，作業部会員（庁内検討委員会設置要綱第６条第４項に規定する臨時の部会員を含む。）をもって構成する。

（分科会長等）

第４条　分科会長および副分科会長は，互選により決定する。

２　分科会長は，分科会を招集し，会議の議長となる。

３　分科会長は，作業部会の求めに応じて，検討過程を報告するものとする。

４　副分科会長は，分科会長を補佐し，分科会長に事故あるとき，または欠けたときは，その職務を代理する。

（分科会長会議）

第５条　作業部会長は，必要と認めるときは，分科会長会議を招集するものとする。

（庶務）

第６条　分科会の庶務は，総務部総務課において処理する。

付　則

１　この要綱は，平成２５年８月１日から施行する。

２　この要綱による最初の分科会は，第４条第２項の規定にかかわらず，作業部会長が招集する。

別表

分科会所掌事項

|  |  |
| --- | --- |
| 分科会名 | 所掌事項 |
| 市民サービス分科会 | ユニバーサルデザインの導入，ワンストップサービスの検討，市民サービスエリアの整備，その他市民サービスに係る事項 |
| 事務管理分科会 | 庁舎内全体のゾーニング，議会機能，書庫・倉庫・会議室等の整備，庁舎管理，職員福利厚生施設の整備，その他事務管理に係る事項 |
| 建設環境分科会 | 建築構造・設計方法・建設スケジュール・概算事業費の検討，庁舎・駐車場全体のゾーニング，省エネルギー対策，その他施設整備に係る事項 |
| 危機管理分科会 | 防災対策・災害対策本部機能の検討，行政情報・個人情報のセキュリティ対策の検討，その他情報システムに係る事項 |